

宮古島市立幼稚園長 殿
宮古島市立小中学校長 殿

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子
【公印省略】

新型コロナウイルス感染症対策のための休業延長について（通知）

みだしのことにつきまして、宮古島の新型コロナウイルスの感染状況は、過去に例を見ない急速な感染拡大に陥っています。休業期間中の幼小中の陽性及び濃厚接触者の報告も増加をたどっています。

今後も、家庭内感染から、学校内感染が予想され、医療関係及び保健所業務の逼迫状況につながる恐れがあり、予断を許さない厳しい状況が続き、現在の措置を継続していく必要があることから、本日、臨時の教育委員会を開催し、園児・児童・生徒の安心・安全を第一に考え、学校での感染拡大を防止するため本市幼稚園、小・中学校を一斉臨時休業延長の措置をとる事を決定いたしました。詳細については以下に示します。

記

- 1 宮古島市立幼稚園・小・中学校を令和4年1月18日（火）から令和4年1月21日（金）までの間一斉臨時休業を延長する。（公立幼稚園の休業に準じ、預かり保育に関しても一斉臨時休業とする。）
- 2 臨時休業の趣旨を踏まえ、不要不急の外出をせず、自宅学習等を行うこととする。また、自宅における毎日の検温等の健康観察を行い、発熱や咳などの症状がある場合は学校へ連絡を行う。
- 3 小・中学校においては、休業中の児童生徒の学びの保障について、学習者用タブレット端末の持ち帰りを行い、オンラインを活用した学習指導および心身の健康状態の把握を徹底すること。家庭でオンライン接続が困難な児童生徒については、学校で受け入れ対応すること。
- 4 中学校において3年生は、受験を控えた大事な時期であることから、学校の実情や子どもたちの進路選択等に係る取組に対応するため、感染症対策の徹底及び時間と場の分散に留意し、学校での受け入れを可とする。その際、生徒及び保護者の同意が必要である。
※感染不安等で保護者の同意が得られず、自宅待機する生徒に対して、学校が受験対応した内容を家庭でも受けられるよう、オンラインを活用した学習指導を行うこと。
- 5 特段の配慮が必要な園児・児童・生徒及び保護者が仕事を休めないにもかかわらず、自宅で一人で過ごすことが困難な子供について、保護者が登校を希望する申し出がある場合は、学校での居場所づくりなどの対応及び学習支援を行う。（公立幼稚園に関しても、同様とする。）
- 6 臨時休業の期間については、新型コロナウイルス感染者の発生状況の変化及び本市の医療状況、保健所の逼迫状況等、総合的に判断し今後延長する可能性がある。
※各園・学校におかれましては、今回の対応の趣旨に鑑み、新型コロナウイルス感染者を最大限に低減する取組へのご理解と、保護者等への周知及び対応をお願いいたします。
※部活動及びスポーツ少年団等の活動について、一斉臨時休業期間中（1月21日まで）はすべて休止とします。まん延防止等重点措置適用中においても原則休止となります。